

阿蘇市個人情報保護条例(平成17年阿蘇市条例第14号)新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p>目次</p> <p>第3章 個人情報の開示等(第13条 第31条の2)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、併せて市政の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に記録されている氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人が識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と_____照合することができ、それにより特定の個人が識別できるものを含む。)をいう。ただし、事業を営む個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に記録されている当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、行政文書(阿蘇市情報公開条例(平成20年阿蘇市条例第1号)に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものをいう。</p> <p>(5) 特定個人情報 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条</p>	<p>目次</p> <p>第3章 個人情報の開示等(第13条 第31条____)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人情報_____の</p> <p>_____の</p> <p>適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示及び訂正_____を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、併せて市政の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に記録されている氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人が識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人が識別できるものを含む。)をいう。ただし、事業を営む個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に記録されている当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、行政文書(阿蘇市情報公開条例(平成17年阿蘇市条例第14号)に規定する行政文書をいう。_____)に記録されているものをいう。</p>

第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、行政文書に記録されているものをいう。

(8) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

(9) (略)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護の重要性について市民及び事業者の意識啓発に努めなければならない。

2 (略)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する本市の施策に協力するとともに、個人の権利利益を不当に害することのないようその適正な取扱いに努めなければならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。ただし、緊急やむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始した日又は届け出た事項を変更し、若しくは廃止した日以後速やかに届け出なければならない。

(5) (略)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報_____の保護の重要性について市民及び事業者の意識啓発に努めなければならない。

2 (略)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、個人情報_____の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する本市の施策に協力するとともに、個人の権利利益を不当に害することのないようその適正な取扱いに努めなければならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。ただし、緊急やむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始した日又は届け出た事項を変更し、若しくは廃止した日以後速やかに届け出なければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 個人情報の対象者の範囲

(6) (略)

(7) (略)

2・3 (略)

(特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第6条の2 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 特定個人情報ファイルの名称

(2) 当該実施機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 特定個人情報ファイルの利用目的

(4) 特定個人情報ファイルに記録される項目(以下この条及び次条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。事項第7号において同じ。)として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この条及び次条において「記録範囲」という。)

(5) 記録情報(特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報をいう。以下この条及び次条において同じ。)の収集方法

(6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

(8) 第13条第1項、第25条又は第27条の2の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(1)～(4) (略)

(5) 個人情報の記録範囲

(6) 個人情報の収集先

(7) (略)

(8) 個人情報取扱事務の委託の有無

(9) 個人情報の提供の状況

(10) (略)

2・3 (略)

(9) 当該保有特定個人情報の訂正又は利用の停止、
消去若しくは提供の停止に関して法律若しくはこ
れに基づく命令又は他の条例の規定により特別の
手続が定められているときは、その旨

(10) その他市長が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルに
ついては、適用しない。

(1) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく
犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のため
に作成し、又は取得する特定個人情報ファイル

(2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る特定
個人情報ファイルであって、専らその人事、給与
若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ず
る事項を記録するもの(実施機関が行う職員の採用
試験に関する特定個人情報ファイルを含む。)

(3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するため
の特定個人情報ファイル

(4) 前項の規定による通知に係る特定個人情報ファ
イルに記録されている記録情報の全部又は一部を
記録した特定個人情報ファイルであって、その利
用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係る
これらの事項の範囲内のもの

(5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを
記録する特定個人情報ファイル

(6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務
上必要な連絡のために利用する記録情報を記録し
た特定個人情報ファイルであって、送付又は連絡
の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必
要な事項のみを記録するもの

(7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基
づき作成し、又は取得する特定個人情報ファイル
であって、記録情報を専ら当該学術研究の目的の
ために利用するもの

(8) 本人の数が市長が定める数に満たない特定個人
情報ファイル

(9) 前各号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずる
ものとして市長が定める特定個人情報ファイル

(10) 電子計算機による検索を用いなくて特定の保有特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成された特定個人情報ファイル

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその特定個人情報ファイルが前項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、審査会に対しその旨を通知しなければならない。

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第6条の3 実施機関は、市長が定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他市長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 前条第2項第1号から第9号までに掲げる特定個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして市長が定める特定個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7) (略)

2 (略)

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を

(_____ 利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報 _____

_____を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7) (略)

2 (略)

特定の部局又は機関に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(適正管理)

第9条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項及び次項において同じ。)の漏えい、滅失、改ざん及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講じなければならない。

2・3 (略)

(提供に伴う措置要求)

第11条 実施機関は、第8条第1項ただし書の規定により実施機関以外の者に個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第12条 (略)

2 受託者は、委託を受けた業務(以下この条において「受託業務」という。)の範囲内で、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護に関し実施機関と同様の責務を負うものとし、実施機関の指示に従い、安全確保の措置を講じなければならない。

3 (略)

(開示請求権)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、第6条第3項に規定する事務に係るものを除く。)の開示(保有個人情報が存

(適正管理)

第9条 実施機関は、個人情報_____の漏えい、滅失、改ざん及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講じなければならない。

2・3 (略)

(提供に伴う措置要求)

第11条 実施機関は、第8条第1項ただし書の規定により実施機関以外の者に個人情報_____を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第12条 (略)

2 受託者は、委託を受けた業務(以下この条において「受託業務」という。)の範囲内で、個人情報_____の保護に関し実施機関と同様の責務を負うものとし、実施機関の指示に従い、安全確保の措置を講じなければならない。

3 (略)

(開示請求権)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、保有個人情報(_____第6条第3項に規定する事務に係るものを除く。)の開示(保有個人情報が存

在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の請求をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求をしようとする個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を特定するために必要な事項

(3)・(4) (略)

2~4 (略)

(実施機関の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、第22条第2項から第4項までに規定する方法により、開示請求者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。次条から第19条までにおいて同じ。)を開示しなければならない。

(開示等の決定の期限)

第20条 前条の規定による決定(以下「開示等の決定」という。)は、開示請求書が提出された日から起算して15日以内(保有特定個人情報に係る開示等の決定にあつては、30日以内)にしなければならない。ただし、第14条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他相当の理由により、前項に規定する期限(以下この項において「決定期限」という。)までに開示等の決定をすることが

在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の請求をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求をしようとする個人情報_____を特定するために必要な事項

(3)・(4) (略)

2~4 (略)

(実施機関の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、第22条第2項から第4項までに規定する方法により、開示請求者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報_____を開示しなければならない。

(開示等の決定の期限)

第20条 前条の規定による決定(以下「開示等の決定」という。)は、開示請求書が提出された日から起算して15日以内_____にしなければならない。ただし、第14条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他相当の理由により、前項に規定する期限(以下この項において「決定期限」という。)までに開示等の決定をすることが

できないときは、開示等の決定の期限を開示請求書が提出された日から起算して45日以内(保有特定個人情報に係る開示等の決定にあつては、60日以内)の日(以下この項において「延長期限」という。)とすることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、決定期限までに開示等の決定ができない理由及び延長期限を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条から第23条までにおいて同じ。)に国等及び開示請求者以外の者(以下これらを「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示等の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、次項の規定に該当するときを除き、意見書を提出する機会を与えることができる。

2～4 (略)

(訂正の請求)

第25条 何人も、実施機関が保有する保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加及び抹消を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。

(削除の請求)

第26条 何人も、第7条に規定する個人情報の収集の制限を超えて保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を除く。以下この条及び次条において同じ。)の収集がなされたと認めるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の削除の請求をすることができる。

(保有特定個人情報の利用停止の請求)

第27条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料すると

できないときは、開示等の決定の期限を開示請求書が提出された日から起算して45日以内_____

_____の
日(以下この項において「延長期限」という。)とすることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、決定期限までに開示等の決定ができない理由及び延長期限を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報_____

_____に国等及び開示請求者以外の者(以下これらを「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示等の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、次項の規定に該当するときを除き、意見書を提出する機会を与えることができる。

2～4 (略)

(訂正の請求)

第25条 何人も、実施機関が保有する保有個人情報_____

_____に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加及び抹消を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。

(削除の請求)

第26条 何人も、第7条に規定する個人情報の収集の制限を超えて保有個人情報_____

_____の収集がなされたと認めるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の削除の請求をすることができる。

きは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

(訂正等の請求の手続)

第28条 第25条に規定する訂正、第26条に規定する削除、第27条に規定する目的外利用等の又は前条に規定する利用の停止、消去若しくは提供の停止(以下「利用停止」という。)(以下「訂正等」という。)の請求(以下「訂正等請求」という。)をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正等請求書」という。)を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(情報提供等記録の提供先への通知)

第31条の2 実施機関は、訂正等の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(不服申立て等手続)

第32条 開示等の決定又は訂正等の決定について行政

(訂正等の請求の手続)

第28条 第25条に規定する訂正、第26条に規定する削除又は前条に規定する目的外利用等の中止

_____ (以下「訂正等」という。)の請求(以下「訂正等請求」という。)をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正等請求書」という。)を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(不服申立て等手続)

第32条 開示等の決定又は訂正等の決定について行政

不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て等があった場合は、当該不服申立て等に対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、速やかに、審査会に当該不服申立て等に対する決定又は裁決についての諮問をしなければならない。

(1) (略)

(2) 不服申立て等に係る開示しない旨の決定又は訂正等をしない旨の決定を取り消し、又は変更し、当該不服申立て等に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)の全部を開示又は訂正等をするとき。ただし、当該開示等の決定又は訂正等の決定について反対意見書が提出されているときを除く。

2 (略)

3 第21条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) (略)

(2) 不服申立て等に係る開示等の決定又は訂正等の決定を変更し、当該開示等の決定又は当該訂正等の決定に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この号において同じ。)を開示する旨の決定若しくは裁決又は訂正等をする旨の決定若しくは裁決(第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)をするとき。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第33条 市長は、事業者による個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

(苦情の処理)

第34条 実施機関は、当該実施機関による個人情報(個

不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て等があった場合は、当該不服申立て等に対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、速やかに、審査会に当該不服申立て等に対する決定又は裁決についての諮問をしなければならない。

(1) (略)

(2) 不服申立て等に係る開示しない旨の決定又は訂正等をしない旨の決定を取り消し、又は変更し、当該不服申立て等に係る保有個人情報_____の全部を開示又は訂正等をするとき。ただし、当該開示等の決定又は訂正等の決定について反対意見書が提出されているときを除く。

2 (略)

3 第21条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) (略)

(2) 不服申立て等に係る開示等の決定又は訂正等の決定を変更し、当該開示等の決定又は当該訂正等の決定に係る保有個人情報_____を開示する旨の決定若しくは裁決又は訂正等をする旨の決定若しくは裁決(第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)をするとき。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第33条 市長は、事業者による個人情報_____の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

(苦情の処理)

第34条 実施機関は、当該実施機関による個人情報_____

個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の取扱いに関して苦情の申出があったときは、必要な調査を行い、適正かつ速やかに、これを処理するよう努めなければならない。

2・3 (略)

(適用除外等)

第35条 (略)

2 他の法令等(阿蘇市情報公開条例を除く。)に保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の開示又は訂正等の請求に関する規定があるときは、当該他の法令等の定めるところによる。

(出資法人における個人情報の保護)

第37条 市から出資、出捐又は補助金等の交付を受けた団体(以下この条において「出資団体等」という。)は、当該出資等の公共性に鑑み、当該出資法人の保有する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次項において同じ。)の保護に努めなければならない。

2 (略)

(罰則)

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第12条第3項の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第40条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。第42条において同じ。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

_____の取扱いに関して苦情の申出があったときは、必要な調査を行い、適正かつ速やかに、これを処理するよう努めなければならない。

2・3 (略)

(適用除外等)

第35条 (略)

2 他の法令等(阿蘇市情報公開条例を除く。)に保有個人情報_____の開示又は訂正等の請求に関する規定があるときは、当該他の法令等の定めるところによる。

(出資法人における個人情報の保護)

第37条 市から出資、出捐又は補助金等の交付を受けた団体(以下この条において「出資団体等」という。)は、当該出資等の公共性にかんがみ、当該出資法人の保有する個人情報_____の保護に努めなければならない。

2 (略)

(罰則)

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第12条第3項の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報_____を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第40条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報_____を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。